

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	山梨県南アルプス市		
計画期間 実施期間	平成19年度～平成21年度 平成19年度～平成21年度	総事業費(交付金)	90,000千円(45,000千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		「定住等の促進に資する遊休農地の解消」「定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保」を事業活用活性化計画目標としており実施要領の第4の(2)に合致している
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		第1次南アルプス市総合計画 第3編 基本計画 (主な事業 農業関連施設の整備充実)において位置づけられている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		事業区域受益者同意率:95/95=100%
事業の推進体制は確立されているか		南アルプス市を中心に、六科、野牛島、上高砂区及び受益者管理組合にて事業を行う予定である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		農業用排水施設機能確保のための基盤整備(水路改修)事業である。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間:3年間(平成19年度～平成21年度)、実施期間:3年間(平成19年度～平成21年度)
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金要望額:45,000,000円(90,000,000円×1/2)

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	-	新に農業用排水路の整備を本交付金で実施するもの
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		総合耐用年数30年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		農業生産向上効果、農業経営向上効果、生活基盤保全効果が見込まれる

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知(平成19年3月28日付け18農振第1596号農林水産省農村振興局長通知)により行われている
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		投資効果:1.15
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容:基盤整備、事業主体:南アルプス市
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		事業主体:南アルプス市、目的外使用なし
施設等の利活用の見直し等は適正か	-	該当なし
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		工法検討、経済比較の結果を基に事業費積算を実施
過大な積算としていないか		土地改良事業積算基準に基づき工法検討、経済比較し事業費積算を実施しているため、妥当である。
建設・整備コストの低減に努めているか		工法検討及び経済比較の結果を基に使用資材等のコスト削減に配慮している。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		現地を確認し施設整備の必要性を確認
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	用地買収計画なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		策定されている(合併特例債)
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		六科、野牛島、上高砂区及び受益者管理組合にて管理計画策定し、実施する予定である。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		六科、野牛島、上高砂区及び受益者管理組合にて管理する予定である。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。